二　地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　地方自治法第252条の２第１項に規定する連携協約（以下「連携協約」という。）に基づき市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

B　連携協約に基づき市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき6,223,000円を超えるときは、6,223,000円とする。）

百　連携協約に基づく専門人材の確保に要する経費があること。

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　災害復旧に要する経費が多額であること。

ロ　防災対策に要する経費が多額であること。

ハ　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

ニ　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

ホ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ヘ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ト　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

チ　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

リ　自然環境の保全に要する経費が多額であること。

ヌ　エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。

ル　公害対策に要する経費が多額であること。

ヲ　不法投棄対策に要する経費が多額であること。

ワ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

カ　鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。

ヨ　交通安全対策に要する経費が多額であること。

タ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

レ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ソ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ツ　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

ネ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ナ　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

二　地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

［新設］

二　次に掲げる事情を考慮して定める額

イ　災害復旧に要する経費が多額であること。

ロ　防災対策に要する経費が多額であること。

ハ　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。

ニ　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。

ホ　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

ヘ　低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。

ト　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

チ　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。

リ　自然環境の保全に要する経費が多額であること。

ヌ　エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。

ル　公害対策に要する経費が多額であること。

ヲ　不法投棄対策に要する経費が多額であること。

ワ　地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。

カ　鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。

ヨ　交通安全対策に要する経費が多額であること。

タ　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。

レ　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。

ソ　ダム対策に要する経費が多額であること。

ツ　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。

ネ　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。

ナ　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。